

平成 18 年 6 月 30 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 渡邊 孝夫

日本銀行との審査契約違反行為の公表について

当行は、平成 18 年 5 月 26 日付で、4 件の不祥事件の未届けに対して、中国財務局長より銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令を受けましたが、平成 14 年 8 月および平成 17 年 5 月の日銀審査においても、当行が求められた資料の提出時にこれらの事件に関する情報の提供を行わなかったことは審査契約に違反する行為とされ、本日、日本銀行より公表されました。

当行としては、本件について、深く反省するとともに、新しい経営体制の下で、今回の事態を発生させる背景となった経営上の問題を解消し、事態の再発防止及び適切な経営・業務運営を行っていくため、日本銀行に対して、適切な報告を行い、早急に、経営管理・内部管理態勢の確立を図って参る所存ですので、何卒引き続きご支援お引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上

◆本件に関するお問い合わせ
西京銀行 総合企画部(担当:秋山・山下)
TEL 0834-22-7669